

国際教養大学大学院学則

目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条－第5条）

第2節 運営組織（第6条－第7条）

第3節 学年、学期及び休業日（第8条－第10条）

第2章 大学院通則

第1節 標準修業年限及び在学年限（第11条－第12条）

第2節 入学（第13条－第20条）

第3節 授業科目、単位の計算方法等（第21条－第26条）

第4節 休学、復学、転学、留学、退学、及び除籍（第27条－第33条）

第5節 修了、学位（第34条－第36条）

第6節 授業料等（第37条）

第7節 賞罰（第38条－第39条）

第8節 研究生、科目等履修生（第40条）

第9節 研究指導施設（第41条）

第3章 その他（第42条－第43条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（趣旨）

第1条 この学則は、国際教養大学学則（以下「大学学則」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、国際教養大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる実践的なコミュニケーションに関する教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第3条 本学大学院は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制及び方法については、別に定める。

（課程）

第4条 本学大学院に専門職学位課程を置く。

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科等）

第5条 本学大学院にグローバル・コミュニケーション実践研究科を置く。

- 2 前項に規定する研究科の課程、研究科に置く専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
グローバル・コミュニケーション実践研究科	専門職学位課程	グローバル・コミュニケーション実践専攻	30人	60人

第2節 運営組織

(研究科長)

第6条 本学大学院の研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科の教授をもって充て、当該研究科に関する学務をつかさどる。

(研究科委員会)

第7条 本学大学院の研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科の専任教員をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 学長から諮問を受けた、教育研究に関する重要事項

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 本学大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年は次の2学期に分ける。

秋学期 9月1日から3月31日まで

春学期 4月1日から8月31日まで

(休業日)

第10条 本学大学院の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 夏季休業（8月1日から8月31日までの間）
 - (4) 冬期休業（1月1日から3月31日までの間）
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

第2章 大学院通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 本学大学院専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、その計画的履修を認めることができる。

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第12条 専門職学位課程の学生は、4年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、在学年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育計画を履修し、終了することを申し出た時は、その計画的履修を認めることができる。

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学大学院専門職学位課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が別に指定するものの）の当該課程を修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第67条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者が本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(入学の志願の手続き)

第15条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類を添えた入学願書その他必要書類を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学の手続き及び入学許可)

第16条 学長から合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者について、研究科委員会の意見を聴いた上で、入学を許可する。この場合において、別に定めるところにより入学料の減免等の許可を受けた者は、入学料を納付した者とみなす。

(編入学)

第17条 本学大学院以外の大学院（以下「他の大学院」という。）を修了し、または退学した者で本学大学院への編入を希望するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科委員会の意見を聴いた上で、選考の上、学長が相当年次入学を許可することができる。

(再入学)

第18条 第32条の規定により退学を許可された者で本学大学院に再入学を希望するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科委員会の意見を聴いた上で、選考の上、学長が相当年次入学を許可することができる。

(転入学)

第19条 他の大学院に在学している学生で本学大学院に転入学を希望するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科委員会の意見を聴いた上で、選考の上、学長が相当年次入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第20条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第3節 授業科目、単位の計算方法等

(授業科目)

第21条 本学大学院における専門職学位課程の授業科目並びにその単位数及び履修方法は、別に定める。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は実施した試験、出欠状況及びその他の審査等の総合評価によるものとし、合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績評価)

第24条 成績の評価は、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D+、D及びFをもって表し、A+～Dを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第25条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 本学大学院は、学生が前項の規定により授業科目について修得した単位を12単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の大学院における履修単位の認定)

第26条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、第40条に規定するプレ・グラデュエート・スチューデントが行った研修活動を、別に定めるところにより本学大学院において修得した単位とみなすことができる。

2 他の大学院における修得単位及び入学前の大学院における修得単位は、合わせて18単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学、及び除籍

(休学)

第27条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、休学を命じることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 学長は、第27条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了した時、又は休学の期間中にその理由が消滅した時は、その者の願い出により、復学を許可することができる。

(転学)

第30条 他の大学院に入学することを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転領域)

第30条の2 学長は、他の領域への転領域を志願する学生があるときは、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て転領域をした学生の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留学)

第31条 学長は、外国の大学院に留学することを志願する学生があるときは、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した学生の在学すべき年数については、学長が決定する。

3 第25条の規定は、第1項の規定により学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(退学)

第32条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、これを許可することができる。

(除籍)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、除籍することができる。

(1) 第12条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第27条第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 修了、学位

(課程の修了)

第34条 専門職学位課程に2年(第17条から第19条までの規定により入学した学生、第31条第1項により留学した学生にあっては、それぞれ第20条、第31条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を修得し、36単位以上の単位を修得し、修了時における累積GPAが3.0以上を達成した学生については、研究科委員会の意見を聴いた上で、学長が専門職学位課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとするができる。

2 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

(学位記及び学位)

第35条 本学大学院を修了した者には、学位記を交付し、次の区分に従い学位を授与する。

研究科	課程	領域	学位
グローバル・コミュニケーション実践研究科	専門職学位課程	英語教育実践領域	英語教育修士(専門職)
		日本語教育実践領域	日本語教育修士(専門職)
		発信力実践領域	発信力実践修士(専門職)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第36条 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において修得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
グローバル・コミュニケーション実践研究科	グローバル・コミュニケーション実践専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

第6節 授業料等

(授業料等)

第37条 本学大学院の授業料、入学料及び検定料の額、徴収方法及び納付の減免または徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、他の範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、大学学則、この学則若しくは本学大学院の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関することは、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生

(研究生等)

第40条 本学大学院に研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及びプレ・グラデュエート・スチューデントの制度を置くことができる。

- 2 研究生については、大学学則第58条を準用するものとする。ただし、同条中「本学」とあるのは、「本学大学院」と読み替えるものとする。
- 3 科目等履修生については、大学学則第59条を準用するものとする。ただし、同条中「本学」及び「高等学校」とあるのは、それぞれ「本学大学院」及び「大学」と読み替えるものとする。
- 4 聴講生については、大学学則第60条を準用するものとする。ただし、同条中「本学」とあるのは、「本学大学院」と読み替えるものとする。
- 5 特別聴講学生については、大学学則第61条を準用するものとする。ただし、同条中「大学」及び「本学」とあるのは、それぞれ「大学院」及び「本学大学院」と読み替えるものとする。
- 6 プレ・グラデュエート・スチューデントとは、本学大学院入学前に入学を許可された者のことをいい、所定の研修活動に従事するものとする。ただし、学長は、入学前に授業科目を履修しようとする者がいた場合、その者の願い出により、研究科委員会の議を経て、2科目6単位を限度として履修を許可することができる。

第9節 研究指導施設

(研究指導施設)

第41条 本学大学院にその研究目的を達成するために学生研究室を設ける。

- 2 本学図書館その他の施設は必要に応じ、大学院学生の研究指導のために利用することができる。

第3章 その他

(規定の準用)

第42条 前各条項に定めるもののほか、本学大学院に関する必要事項は、大学学則を準用する。

(雑則)

第43条 この学則の施行に関し、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第36条の規定については、平成24年9月1日以降に入学した学生から適用する。

附 則

この学則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年9月21日から施行する。